

第六十五回国会 参議院 農林水産委員会 會議録第九号

昭和四十六年四月十三日(火曜日)

午後一時十五分開会

事務局側

常任委員会専門員 宮出 秀雄君

委員の異動

四月十三日

辞任

青田源太郎君
高橋 衛君

補欠選任

山下 春江君
津島 文治君

出席者は左のとおり。

委員長

河口 陽一君

理事

亀井 善彰君
園田 清光君
杉原 一雄君
村田 秀三君
沢田 実君

委員

久次米健太郎君
小林 国司君
鈴木 省吾君
高橋雄之助君
津島 文治君
堀本 宜実君
森 八三二君
山下 春江君
和田 鶴一君
片山 武夫君
河田 賢治君

政府委員

農林政務次官 宮崎 正雄君
農林大臣官房長 太田 康二君
林野庁長官 松本 守雄君

農林大臣

倉石 忠雄君

本日の會議に付した案件

○国有林野の活用に関する法律案(第六十三回国
会内閣提出、第六十五回国会衆議院送付)

○委員長(河口陽一君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
委員、青田源太郎君が委員を辞任され、その補
欠として山下春江君が選任されました。
また、本日、高橋衛君が委員を辞任され、その
補欠として津島文治君が選任されました。

○委員長(河口陽一君) 国有林野の活用に関する
法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉
石農林大臣。
○國務大臣(倉石忠雄君) 国有林野の活用に関す
る法律案につきまして、その提案理由及び主要な
内容を御説明申し上げます。

国有林野は、その面積においてわが国の森林面
積の約三分の一、国土面積に対しても二割余を占
め、国土の保全、林産物の需給及び価格の安定等
に大きな役割を果たすとともに、従来からも、
社会経済情勢の推移に即応して、地元住民の要請
に応じた貸し付け、売り払い、部分林または共用
林の設定等によって地元産業の振興と地元住民の
福祉向上に寄与してまいりましたのであります。

しかしながら、近年、わが国の目ざましい経済
の発展の中で、農山村からの急速な労働力の流出
が見られる等、わが国の農林業はきわめてきびし
い条件のもとに立たされることになり、ここに、

農林業の零細な経営規模を拡大する等、その構造
の改善と農山村地域の振興をはかるための施策を
一そう強力に推進することが要請されるに至って
おります。

このような要請にこたえるため、この際、国有
林野の活用を積極的に推進することとし、このた
め林業基本法の規定の趣旨に従い、積極的に行な
うべき国有林野の活用の内容を具体的に示すこと
もに、これらの活用を行なうにあつての国の基
本的態度を明らかにすること等により、国有林野
の活用の適正円滑な実施の確保をはかることとし
た次第であります。

以上がこの法律案を提案する理由であります
が、次にこの法律案の主要な内容につきまして御
説明いたします。

第一は、農林大臣が国有林野の管理及び経営の
事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ
積極的に行なうべき国有林野の活用につきま
して、その活用の種類等を明らかにしたことであり
ます。すなわち、その一は農業構造の改善等のた
めの国有林野の活用、その二は農業構造の改善等
のために譲渡された土地の代替地に供するための
国有林野の活用、その三は林業構造の改善のため
の国有林野の活用、その四は国有林野の所在する
住民が共同して行なう造林、家畜の放牧等のため
の部分林または共用林野の設定のための国有林野
の活用、その五は国有林野の所在する地域におけ
る公用、公共用または公益事業の用に供するため
の国有林野の活用、その六は山村振興計画に基づ
く事業の用に供するための国有林野の活用であり
ます。

第二は、農林大臣は、国有林野の活用につきま
して、その推進のための方針、適地の選定方法そ
の他活用の実施に関する基本的事項を定め、これ
を公表すべきこととしたことであります。

第三は、農林大臣は、国有林野の活用の適正な
実施をはかるため、活用の事務をすみやかに
行なうとともに、活用にあつては、その用途を指定
する等その土地の利用が適正に行なわれるよう
にするための必要な措置を講ずべきこととし、特
に売り払いをする場合には十年をその期間とする買
戻しの特約をつけないならんこととした
ことであります。

第四は、農林業の構造改善のための国有林野の
活用の円滑な実施をはかるため、その国有林
野の活用として、土地等の売り払いをする場合
には、二十五年以内の延納の特約をすることがで
きることにしたこととあります。

第五は、国有林野の売り払い等による収入は予
算で定めるところにより、森林経営の用に供する
ことを相当とするものの買入れ等に要する経費
の財源に充てることにしたこととあります。

なお、この法律案は第五十八回通常国会に提出
し、第六十一回通常国会において審議終了になりま
した国有林野の活用に関する法律案につき、同国
会の衆議院農林水産委員会において行なわれた売
り払いに際しつづけるべき買戻しの特約及び売り
払い等による収入の使途に関する修正どおりの修
正をほどこし、再度提出いたしましたものでありま
す。

この法律案の提案理由及び主要な内容は、お
おむね以上のとおりであります。何とぞ慎重御審議
の上、すみやかに可決くださいますようお願い申
上げます。

○委員長(河口陽一君) 次に、補足説明及び関係
資料の説明を聴取いたします。松本林野庁長官。

○政府委員(松本守雄君) 国有林野の活用に関す
る法律案提案理由補足説明。国有林野の活用に関
する法律案につきまして、提案理由を補足して御
説明申し上げます。

本法案を提出しました理由につきましては、すでに提案理由説明において申し述べましたので、以下その内容を御説明申し上げます。

第一は、この法律の目的で、第一条に規定してあります。さきに提案理由でも述べましたように、この法律は、林業基本法第四条の規定の趣旨に即し、国有林野の所在する地域における農林業の構造改善その他産業の振興または住民の福祉の向上のための国有林野の活用につきまして、国の基本的態度を明らかにすること等により、その適正かつ円滑な実施の確保をはかることを目的とすることとしております。

なお、第二条におきましては、この法案において用いる「国有林野の活用」、「農林業の構造改善」等の用語の定義を規定しております。

第二は、この法律の目的達成のため、農林大臣は国有林野の管理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な考慮を払いつつ、国有林野の活用を積極的に行うこととし、これを第三条に規定しております。

まず、積極的に行なうべき活用の種類を次の六つに分けて規定しております。

すなわち、その一は、農業構造の改善の計画的進捗等のための農用地の造成の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用であります。

その二は、この農用地の造成の事業の用に供するために譲渡された土地の代替地として林業経営の用に供することを目的とする国有林野の活用であります。

その三は、林業構造の改善の計画的進捗のための小規模林業経営の規模の拡大その他林業経営の近代化の事業の用に供することを目的とする国有林野の活用であります。

その四は、国有林野の所在する地域において、その住民等が共同して行なう造林、家畜の放牧等のための部分林または共用林野に供することを目的とする国有林野の活用であります。

その五は、国有林野の所在する地域において、公用、公共用または公益事業の用に供する施設に

関する事業の用に供することを目的とする国有林野の活用であります。

その六は、これらの活用のほか、山村振興計画に基づく事業の用に供することを目的とする国有林野の活用であります。

次に、国有林野の活用は、その国有林野の位置その他の自然的経済的諸条件からみて合理的なものであるとともに、その国有林野の所在する地域の経済的または社会的実情を考慮し、かつ、その地域の住民の意向を尊重したものでなければならぬ旨を規定しております。

第三は、国有林野の活用に関する基本的事項の決定及び公表で、第四条の規定であります。すなわち、農林大臣は、国有林野の活用につき、その推進のための方針、適地の選定方法その他活用の実施に関する基本的事項を定め、これを公表しなければならぬこととしております。

第四は、国有林野の活用の適正な実施のための措置で第五条の規定であります。すなわち、農林大臣は、国有林野の活用を受けたい旨の申し出があつたときは、現地調査を行なつて、すみやかに活用の適否を決定するとともに、活用を行なうに当たっては、用途の指定をする等その土地の利用が適正に行なわれるようにするための必要な措置を講じなければならぬこととしております。

また、特に売り払いをする場合には、十年をその期間とする買い戻しの特約をつけなければならぬこととし、指定された用途に供されなかつたとき等には、その買い戻し権を行使することができるとしております。

第五は、国有林野の活用を受けた者の義務について、第六条の規定であります。国有林野の活用を受けた者は、活用の目的に従つて、その土地の利用を適正に行なうとともに、その利用の増進につとめなければならないこととしております。

第六は、以上による国有林野の活用の円滑な実施をはかるため、農林大臣は、第二に述べた国有林野の活用で農林業の構造改善の用に供することを目的とするものに該当する土地の売り払

い、またはその活用に伴う立木竹の売り払いをする場合には、二十五年以内の延納の特約をすることができるとしてあります。

第七は、第二に述べた国有林野の活用により行なう国有林野の交換、売り払い、所管がえまたは所屬がえによる収入は、予算で定めるところにより、次の四つの経費に充てるとしてあります。すなわち、その一は、森林経営の用に供することが適当な国有林野で国有林野とあわせて経営することを相当とするものの買い入れに要する経費であります。

その二は、国土の保全上必要な国有林野で国有林野とあわせて経営することを相当とするものの買い入れに要する経費であります。

その三は、その一またはその二の国有林野を交換することにより取得する場合における交換に要する経費であります。

その四は、その一からその三までの買い入れ、または交換により取得した森林原野にかかる林道の開設その他林業生産基盤の整備に要する経費であります。

以上をもちまして、本法案についての補足説明を終わります。

続きまして、お手元にさし上げてございます国有林野の活用に関する法律案参考資料につきまして簡単に御説明させていただきます。

表が九ページまでございますが、第一ページの表は国有林野の現況をここに示してございす。総数が七百六十万ヘクタール、その右のほうに移りまして人工林、天然生林、無立木地、除地その他とございまして、さらに縦のほうは第一種林地、第二種林地、第三種林地とあつて、第一種林地は保安林とか国立公園、そういう法律の制約を受ける林地でございす。第三種林地は地元のために経営上特別の施策を要する林地、それ以外の林地が第二種林地でございす。

それから、二ページの表に移らしていただきますが、これは戦後、二十三年からの国有財産法、国有林野整備臨時措置法、町村合併促進法、そう

いった法律によりまして、国有林野を売り払いした実績でございす。

三ページに移らしていただきますが、三ページは自作農創設特別措置特別会計に所屬がえをした国有林野の実績がここに示してございす。合計いたしました三十九万ヘクタールとなっております。

四ページに移らしていただきますが、これは昭和三十八年から実施をしております農業構造改善事業、一年おくれの林業構造改善事業の実績でございす。その事業によりまして国有林野を活用したという活用の面積がここに書いてございす。

五ページに移らしていただきますが、これは地域産業の振興とか、国土保全等のために国有林野がどれだけ使われておるかというものをここに示してございす。ここでお断わりをいたさなければいけないのは、それぞれの項目がございす。貸し付け使用、共用林野、部分林、保安林、いろいろございす。自然公園もございす。そういうものがこの数字の中には重複をしておる数字がそのまま出ておりますので、この合計面積が国有林野面積よりも多くなつております。重複を含んだ数字でございす。

それから六ページに移らしていただきますが、そこには国有林野を貸し付けしておる、また使用を許可しておるというものの実績が四万四千ヘクタール。その内訳は表の示すとおりでございす。

七ページに移らしていただきますが、共用林野の現況でございす。普通共用林野、これは落葉とか落枝、木の実、ワラビ、ゼンマイ、そういう山菜、キノコ類を自由に取つていただくという契約をしております共用林野でございす。それから薪炭共用林野は、自家用薪炭の原木の採取を目的とするものをいっております。その中には薪炭原木を減額をして売り払いをしておるものもございす。放牧共用林野は字の示すとおりでございす。これが普通共用林野というものは、これは

副産物を採取するものでありまして、面積的には特に東北地方に多くなっております。

八ページ、部分林の現況でございますが、約十萬ヘクタール近いものが部分林契約をされております。

九ページに移らしていただきます。そこに保安林の現況が保安林種類別にござります。水源涵養保安林と土砂流出防備保安林、これでおおむね九割を占めております。

以上で終わらせていただきます。

○委員長(河口陽一君) 本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回の委員会は四月二十七日に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。

一、BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する諸願(第一八八号)(第二〇八七号)(第二〇八八号)(第二〇九四号)(第二二〇五号)(第二二四三三三)

一、国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する諸願(第一八二三三三)(第一八六六六六)(第一八九六六六)(第一九三三三三)(第一九四四四四)(第一九四五五五)(第一九九六六六)(第二〇〇五五五)(第二〇一九九号)(第二〇七三三三)(第二〇九二二二)(第二〇九三三三)(第二一四四四四)(第二一七〇〇号)(第二二七一七号)

一、食糧管理制度堅持に関する諸願(第一九九九号)

一、肉用牛の生産振興に関する諸願(第二〇九一号)

一、中国産食肉輸入禁止解除に関する諸願(第二〇九五五五)(第二〇九六六六)(第二〇九七七七)(第二〇九八八八)(第二〇九九九九)(第二二〇〇〇〇)(第二二〇一一一)(第二二〇二二二)(第二二〇三三三)(第二二〇四四四)

第一八一九号 昭和四十六年三月十二日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する諸願(一通)
請願者 神戸市葺合区坂口通七ノ五明治乳業株式会社葺合販売店內 西口清一郎外九名

紹介議員 中沢伊登子君
この諸願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二〇八七号 昭和四十六年三月十八日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する諸願
請願者 新潟県高田市荒町上越酪農協議会内 高島藤春外十一名

紹介議員 塚田十一郎君
この諸願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二〇八八号 昭和四十六年三月十八日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する諸願
請願者 山梨県甲府市金竹町一二〇山梨瑞穂乳牛農業協同組合長 五味理作外十五名

紹介議員 星野 重次君
この諸願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二〇九四号 昭和四十六年三月十八日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する諸願
請願者 静岡県浜松市東三方町一二平和酪農業協同組合長 松浦茂外八名

紹介議員 松永 忠二君
この諸願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二二〇五号 昭和四十六年三月十八日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する諸願
請願者 岐阜県可児郡御嵩町中二、〇八八ノ一御嵩町酪農組合連合会内 鈴木博雄外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この諸願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二二四三三三 昭和四十六年三月十八日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する諸願(二通)
請願者 富山県砺波市野村島一、四二二新木正一外一名

紹介議員 櫻井 志郎君
この諸願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第一八二三三三 昭和四十六年三月十二日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する諸願(二通)
請願者 栃木県那須郡烏山町中央一ノ一ノ一烏山町農業委員会内 矢板義美外九十五名

紹介議員 矢野 登君
この諸願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一八六六六六 昭和四十六年三月十三日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する諸願(二通)
請願者 栃木県今市市瀬川一、三七〇今市市農業委員会内 山口武信外四十三名

紹介議員 田村 賢作君
この諸願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一八九六六六 昭和四十六年三月十五日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する諸願(二通)
請願者 長野県東筑摩郡坂北村坂北村農業委員会内 中沢鉄猪外五十五名

紹介議員 小山邦太郎君
この諸願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一九三三三三 昭和四十六年三月十五日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する諸願(二通)
請願者 青森県上北郡横浜町横浜町長 野

坂和一外三十四名
紹介議員 津島 文治君
この諸願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一九四四四四 昭和四十六年三月十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する諸願(二通)
請願者 和歌山県西牟婁郡白浜町白浜町農業委員会内 津田岩夫外四十九名

紹介議員 和田 鶴一君
この諸願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一九四五五五 昭和四十六年三月十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する諸願(二通)
請願者 青森県北津軽郡金木町 三上武男外四十一名

紹介議員 津島 文治君
この諸願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一九六六六六 昭和四十六年三月十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する諸願(二通)
請願者 長野県下伊那郡大鹿村大鹿村農業委員会内 前田金三外四十八名

紹介議員 小山邦太郎君
この諸願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二〇〇五五五 昭和四十六年三月十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する諸願(七通)
請願者 青森県三戸郡田子町大字田子 西野末次郎外百四十七名

紹介議員 山崎 竜男君
この諸願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二〇一九九号 昭和四十六年三月十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する諸願(二通)

百三十五名

請願者

長野県諏訪郡原村農業委員会

内 菊池八五郎外百八十二名

紹介議員

若林 正武君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二〇七三三号 昭和四十六年三月十六日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(五通)

請願者

和歌山県日高郡印南町大字印南印

南町農業委員会内 湊長次郎外百

五十三名

紹介議員

和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二〇九二二号 昭和四十六年三月十八日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(三通)

請願者

福島県二本松市若宮二ノ四二二

本松市農業委員会内 石川信義外

三百七名

紹介議員

石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二〇九三三号 昭和四十六年三月十八日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(八通)

請願者

札幌市琴似八軒一条西二丁目札幌

市農業委員会内 宮坂作雄外二百

三十四名

紹介議員

高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二四四号 昭和四十六年三月十八日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者

福島市中町七ノ一七福島県経済農

業協同組合連合会内 内藤良蔵外

百三十五名

請願者

鈴木 省吾君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二七〇号 昭和四十六年三月十八日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(三通)

請願者

岩手県胆沢郡胆沢町南都田字林福

野三〇 福田林二外九十五名

紹介議員

増田 盛君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二七一〇号 昭和四十六年三月十八日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(五通)

請願者

宮崎県児湯郡都農町大字川北一

八、五四九 黒木新次外二百名

紹介議員

温水 三郎君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第一九九九号 昭和四十六年三月十六日受理

食糧管理制度堅持に関する請願

請願者

愛媛県松山市一番町四ノ二愛

媛県議会議長 吉田忠雄

紹介議員

堀本 宜実君

昭和四十六年産米の買入れ限度数量の拡大と、こ

れをこえる米穀が生じた場合の適正な措置を強く

要望する。

理由

農家は、今日まで食糧制度のもとに国民の食糧供

給のため、あらゆる悪条件を克服して米の生産に

つとめ、国民経済の発展と民生の安定に尽力して

きた。とくに昨年度は、困難な生産調整に協力し

てきたが、本年度はさらに、米穀の買入れ限度措

置がとられ、農民は、今後の米づくりについて大

きな不安にかられている。

第二〇九一〇号 昭和四十六年三月十八日受理

肉用牛の生産振興に関する請願

請願者

岡山市内山下岡山県議会議長 宮

原義久

紹介議員

小枝 一雄君

農山村地域産業の振興と国民食生活の向上に資す

るため、肉用牛の生産振興をさらに推進するよう

左記施策を充実強化されたい。

一、肉用牛価格安定基金制度を拡大強化するこ

と。

二、肉用牛販売にかかると所得税および住民税の免

税措置の期間を延長すること。

三、肉用牛導入事業を継続強化すること。

四、肉用牛生産基盤を拡充強化すること。

五、肉用牛および生産物の流通機構を改善し合理

化する。

理由

岡山県は、国民所得の増大と食生活の改善、保健

衛生の向上に伴う牛肉消費の増加に対応し、伝統

と地域性を生かし、農山村産業の振興に資する目

的で肉用牛の振興を推進しているが、近年、国の

諸施策ならびに生産農家の努力にもかかわらず、

肉用牛生産の実態は、変動する農業情勢に対応す

るに追われるとともに依然として土地、労働生産

性が低く農村労働力の流出と相まつて、その飼育

および飼育頭数はやや減少の傾向にある。

第二〇九五五号 昭和四十六年三月十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者

宮崎県児湯郡新富町大字上富田小

中瀬義典場内 木宮鉄雄

紹介議員

阿貝根 登君

わが国の食肉不足を緩和し、食品一般の物価高騰

を防止して国民生活の安定に資するため、一日も

早く中国食肉輸入禁止の解除を図られたい。なお

中国の口てい疫撲滅により直接、冷凍肉、牛肉の

輸入実現を強く要請する。

の輸入は禁止されているが、わが国の家畜衛生管

理の権威ある学者の三回にわたる現地調査の結果、

農林省が危くするような家畜伝染疫、口てい

疫は千九百六十二年以降完全に撲滅されているこ

とが解明された。また、国際的にも食肉資源が枯

渇している状態において、西欧諸国はここ数年來

中国から大量の食肉を輸入し自国民の食生活の安

定をはかり、その見返りとして売込みを増大させ

ているほどである。

第二〇九六六号 昭和四十六年三月十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者

宮崎県児湯郡新富町下富田王子四

九五 久保田五郎

紹介議員

大矢 正君

この請願の趣旨は、第二〇九五五号と同じである。

第二〇九七七号 昭和四十六年三月十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者

宮崎県児湯郡新富町大字上富田

八、〇四二ノ一 中村宗生

紹介議員

木村精八郎君

この請願の趣旨は、第二〇九五五号と同じである。

第二〇九八八号 昭和四十六年三月十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者

宮崎県児湯郡新富町 久保田実

紹介議員

近藤 信一君

この請願の趣旨は、第二〇九五五号と同じである。

第二〇九九九号 昭和四十六年三月十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する請願

請願者

宮崎県児湯郡新富町大字新田九

七八〇 丹那敏

紹介議員

佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第二〇九五五号と同じである。

第二一〇〇〇号 昭和四十六年三月十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する諸願

請願者 宮崎県児湯郡新富町大字下富田四

七五 金丸正弘

紹介議員 田中寿美子君

この諸願の趣旨は、第二〇九五号と同じである。

第二一〇一号 昭和四十六年三月十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する諸願

請願者 宮崎県児湯郡新富町大字下富田字

小島江六九二 加藤勘一

紹介議員 竹田 現照君

この諸願の趣旨は、第二〇九五号と同じである。

第二一〇二号 昭和四十六年三月十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する諸願

請願者 宮崎県児湯郡新富町大字三納代

二、三〇一 山西義克

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この諸願の趣旨は、第二〇九五号と同じである。

第二一〇三号 昭和四十六年三月十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する諸願

請願者 宮崎県児湯郡新富町大字伊倉 山

本康広

紹介議員 村田 秀三君

この諸願の趣旨は、第二〇九五号と同じである。

第二一〇四号 昭和四十六年三月十八日受理

中国産食肉輸入禁止解除に関する諸願

請願者 宮崎県児湯郡新富町大字下富田

三、二四一 河野武二

紹介議員 山本伊三郎君

この諸願の趣旨は、第二〇九五号と同じである。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林野の活用に関する法律案（第六十三
回国会提出、衆議院継続審査）

国有林野の活用に関する法律案
（目的）

第一条 この法律は、林業基本法（昭和三十九年

法律第六十一号）第四条の規定の趣旨に即

し、国有林野の所在する地域における農林業の

構造改善その他産業の振興又は住民の福祉の向

上のための国有林野の活用につき、国の方針を

明らかにすること等により、その適正かつ円滑

な実施の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国有林野」とは、国有

林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二

条に規定する国有林野をいい、「国有林野の活

用」とは、同法（昭和二十三年法律

第七十三号）、国有財産特別措置法（昭和二十七

年法律第二百十九号）その他の法令の規定に基

づき、国有林野を貸し付け、使用させ、交換

し、売り払い、若しくは譲与し、国有林野の所

管換若しくは所屬替をし、及び国有林野につき

部分林業契約若しくは共用林業契約を締結するこ

とをいう。

2 この法律において「農林業の構造改善」とは、

農業構造の改善及び林業構造の改善をいい、

「農業構造の改善」とは、「林業構造の改善」とは、

それぞれ、農業基本法（昭和三十六年法律第百

二十七号）第二条第一項第三号の農業構造の改

善及び林業基本法第三条第一項第二号の林業構

造の改善をいう。

（国有林野の活用の推進）

第三条 農林大臣は、国有林野の所在する地域に

おける農林業の構造改善その他産業の振興又は

住民の福祉の向上に資するため、国有林野の管

理及び経営の事業の適切な運営の確保に必要な

考慮を払いつつ、次の各号に掲げる国有林野の

活用で当該各号に掲げる者を相手方とするもの

（第一号に掲げる国有林野の活用にあつては、

同号に掲げる者に売り払うことを目的とする所

属替を含む。）を積極的に進めようとする。

一 農業構造の改善の計画的推進又は農業生産

の選択的拡大の促進のための農用地（土地改

良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条

第一項に規定する農用地をいう。）の造成の事

業で農林省令で定めるものの用に供すること

を目的とする国有林野の活用

農業を営む個人、農地法（昭和二十七年法

律第二百二十九号）第二条第七項に規定する

農業生産法人、農業協同組合、地方公共団体

その他農林省令で定める者

二 前号に掲げる事業の用に供することを目的

として譲渡された土地で林業経営の用に供さ

れていたものに代わるべき土地として林業經

営の用に供することを目的とする国有林野の

活用

当該譲渡をした者で農林省令で定めるもの

三 林業構造の改善の計画的推進のための小規

模林業経営の規模の拡大その他林業経営の近

代化の事業で農林省令で定めるものの用に供

することを目的とする国有林野の活用

林業を営む個人で農林省令で定めるもの又は

は農業協同組合（昭和二十二年法律第百三

十二号）第七十二条の八第二項第二号に掲げ

る事業を行なう農事組合法人、森林法（昭和

二十六年法律第二百四十九号）第七十九条第

一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合そ

の他の小規模林業経営を行なう者が主たる構

成員若しくは出資者となつていて農林省令で

省令で定めるもの

四 国有林野の所在する地域の市町村の住民又

は当該市町村内の一定の区域に住居を有する

者が共同して行なう造林及び保育、家畜の放

牧又は養畜の業務のための採草で農林省令で

定めるものの用に供することを目的とする国

有林野の活用（前三号に掲げるものを除く。）

当該造林及び保育、家畜の放牧若しくは養

畜の業務のための採草を行なう者若しくはこ

これらの者が主たる構成員若しくは出資者とな

つていて農林省令で定めるもの又は当該

該市町村

五 国有林野の所在する地域の産業の振興又は

住民の福祉の向上のために必要な事業で公

用、公共用又は公益事業の用に供する施設に

関するものの用に供することを目的とする国

有林野の活用

当該事業を行なう者

六 前各号に掲げるもののほか、国有林野の所

在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向

上のために必要な事業で山村振興法（昭和四

十年法律第六十四号）第八条第一項の山村振

興計画に基づくものの用に供することを目的

とする国有林野の活用

農事組合法人、農業協同組合、森林組合、

地方公共団体その他農林省令で定める者

2 前項の規定による国有林野の活用は、当該国

有林野の位置その他の自然的経済的諸条件から

みて合理的なものであるとともに、当該国有林

野の所在する地域の経済的又は社会的実情を考

慮しかつ当該地域の住民の意向を尊重したもの

でなければならない。

（国有林野の活用に関する基本的事項の決定及

び公表）

第四条 農林大臣は、前条第一項の規定による国

有林野の活用につき、その推進のための方針、

適地の選定方法その他当該活用の実施に関する

基本的事項を定め、これを公表しなければならない。

（国有林野の活用の適正な実施）

第五条 農林大臣は、第三条第一項各号に掲げる

者から当該各号に掲げる国有林野の活用を受け

たい旨の申出があつたときは、必要な現地調査

を行なつて、すみやかに当該活用の適否を決定

するとともに、当該活用を行なうに当たつて

は、次項の規定によるほか、用途を指定する等

当該活用に係る土地の利用が当該活用の目的に

第二三四九号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 大阪府豊中市宮山町一ノ八四 村田哲郎

紹介議員 内田 善利君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三五〇号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 東京都町田市森野二ノ二九ノ一二 エーミ乳業株式会社代表取締役 山下栄次

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三五一号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 千葉市新港一四古谷乳業株式会社 内 古谷謙造

紹介議員 上林繁次郎君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三五二号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 東京都江戸川区南小岩七ノ四〇ノ二三 小野正則

紹介議員 黒柳 明君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三五三号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 横浜市緑区榎が丘四〇ノ五 出井 香

紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三五四号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 大阪府豊中市南桜塚三ノ一一ノ一 七 宮尾武男

請願者 千葉市新港一四古谷乳業株式会社 内 古谷良作

紹介議員 沢田 実君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三五五号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 兵庫県西宮市瓦村町二〇ノ一五 望月皓二

紹介議員 塩田 啓典君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三五六号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 群馬県高崎市常盤町五六 山口進

紹介議員 渋谷 邦彦君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三五七号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 大阪府豊中市宮山町一ノ一八 石 黒正一

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三五八号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 東京都中野区本町四ノ四四ノ一三 株式会社乳業本部内 菅野盛一

紹介議員 鈴木 一弘君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三五九号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 大阪府豊中市南桜塚三ノ一一ノ一 七 宮尾武男

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三六〇号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 千葉市長沼原町一九九下志津原路 農業協同組合内 古市悟

紹介議員 多田 省吾君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三六一号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 大阪府豊中市玉井町二ノ五ノ一九 成田武敏

紹介議員 中尾 辰義君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三六二号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 大阪府豊中市南桜塚三ノ一一ノ四 下坂清

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三六三号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 兵庫県西宮市上之町一七ノ九 森 直幹

紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三六四号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 東京都中央区銀座四ノ九ノ二全国 酪農業協同組合連合会内 根岸 孝

紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三六五号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 群馬県前橋市天川大島町三五八 青木重太郎

紹介議員 北條 浩君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三六六号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市大字広瀬四五六路北 酪農業協同組合内 笠木米次

紹介議員 三木 忠雄君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三六七号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 東京都三鷹市中原一ノ三ノ三三 太田外男

紹介議員 峯山 昭範君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三六八号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 埼玉県羽生市藤井下組平野牛乳内 平野広

紹介議員 宮崎 正義君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三六九号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 大阪府寝屋川市成田西町一三ノ一 七 蛇名信義

紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二三七〇号 昭和四十六年三月二十三日受理
BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
請願者 大阪府豊中市南桜塚三ノ一一ノ一 七 宮尾武男

紹介議員 矢追 秀彦君
この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

請願者 大阪府豊中市南桜塚三ノ一ノ四
西村富男

紹介議員 山田 徹一君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二四三三号 昭和四十六年三月二十四日受理

BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
(二通)

請願者 岐阜県恵那郡岩村町大四寺 成瀬
善一郎外五十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二四六一号 昭和四十六年三月二十四日受理

BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に関する請願
(二通)

請願者 静岡県駿東郡長泉町下土狩二八六
小坂勝夫外四十一名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第五二〇号と同じである。

第二二〇一号 昭和四十六年三月十九日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 長野県岡谷市東銀座一ノ一四ノ一
三岡谷市農業委員会内 宮坂寿久
外七十一名

紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二〇二号 昭和四十六年三月十九日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(二通)

請願者 岩手県久慈市大川目町 村田良一
外百十九名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二〇三号 昭和四十六年三月十九日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(三通)

請願者 栃木県宇都宮市海道町二二七 小
池嘉子外八十六名

紹介議員 船田 護君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二二七号 昭和四十六年三月十九日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(三通)

請願者 栃木県足利市大久保町一、二二三
小松原健吉外九十四名

紹介議員 矢野 登君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二三八号 昭和四十六年三月十九日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 和歌山県日高郡中津村大字高津尾
二九中津村農業委員会内 藤原国
雄外九十一名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二三九号 昭和四十六年三月十九日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 宮崎県宮崎郡佐土原町大字下田島
一、五九六 内田益男外百十三
名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二五〇号 昭和四十六年三月二十日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(三通)

請願者 和歌山県那賀郡打田町大字西大井
打田町農業委員会内 清原寅市外

百十五名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二八一号 昭和四十六年三月二十日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(四通)

請願者 栃木県足利市本城三ノ二、一四五
足利市長 長竹寅治外百三十一名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二八五号 昭和四十六年三月二十日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(三通)

請願者 福島県田村郡常葉町常葉町農業委
員会内 宮原正亥外百四十二名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二八八号 昭和四十六年三月二十日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(三通)

請願者 岩手県花巻市北笹岡一〇ノ一 照
井一郎外百十四名

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二九六号 昭和四十六年三月二十二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 山形県北村山郡大石田町大字横山
四一四 佐竹吉次郎外三百七名

紹介議員 伊藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二二九七号 昭和四十六年三月二十二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(十五通)

請願者 鹿児島県大口市里一、八八八大口
市長 大權利夫外五百九十名

紹介議員 田中 茂穂君 谷口 慶吉君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二三九八号 昭和四十六年三月二十二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(六通)

請願者 北海道野付郡別海村字西別市街別
海村農業委員会内 荒木平治外百
五十六名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二三〇四号 昭和四十六年三月二十二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 新潟県岩船郡朝日村朝日村農業委
員会内 大滝松喜知外三十六名

紹介議員 塚田十一郎君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二三〇五号 昭和四十六年三月二十二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(六通)

請願者 宮崎県東諸郡国富町大字本庄
四、八〇〇 国富町長 高山義輝外
二百四十名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二三〇六号 昭和四十六年三月二十二日受理

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(十通)

請願者 秋田県北秋田郡比内町扇田字白砂
七九ノ二比内町長 畠山重男外二
百八十名

二、転作を強力に誘導する施策として

2 転作作物に対する支持価格制度、流通の合理化対策等を強力に推進すること。

3 生産調整獎勵金については、今後、転作休耕の合理的かつ円滑な推進を図るため、農業者保護の立場から積極的な配慮をすること。

四、昭和四十六年度、生産者米価については、物価の高騰、賃金の上昇等に準拠し、適正な価格決定をすること。

請願者 北海道斜里郡斜里町本町四六斜里
町議會議長 赤木寅一

紹介議員 河口 陽一君
ホクレン中斜里製糖工場及びでん粉工場の廃水処理浸透池として、斜里町字美咲地先の国有保安林（二四一林班）を活用したいので、特段の配慮により許可されたい。

当製糖工場は昭和三十三年以来、斜里郡三町（斜里、清里、小清水）及び網走市、女満別町を原料でん菜、菜荷区域とし、また、でん粉工場は、昭和三十四年以来、斜里郡三町の馬鈴薯を原料として操業を続けているが、近年、土地基盤の整備、耕作技術の発達によつて、その生産量は驚異的増収をみて、特に、でん菜については当初計画の二倍に達し、昭和四十六年度に製糖工場を増設することになった。この両工場から出る廃水は現在、貯留池に流入させているが、ぼう大な水量のため全量貯留は不可能な実態から斜里川に放流している。このため、川の水質の汚染をきたし、沿岸漁業に重大な影響を及ぼしている。関係者は、農漁

第二四四一號 昭和四十六年三月二十四日受理
米穀の需給に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟
県議会議長 富樫又太郎

紹介議員 佐藤 隆君
申込限度数量外の米の買上げ措置を明確にされた
い。

理由
新潟県においては、申込限度数量を上回る米が生ずることは明らかであり、その取り扱ひの帰すうによつては、農家経済の破たんにも通ずる重大な問題である。

第二四四二号 昭和四十六年三月二十四日受理
申込限度数量外の米穀の買上げ措置に関する請願
請願者 新潟市学校町通一番町六〇二新潟

県議会議長 富樫又太郎
紹介議員 佐藤 隆君

新潟県における本年の米の生産調整については、過重な調整数量が示されるとともに、買入制限措置が一方的に決定されたうえ、転換作目に対する施策が明示されないまま、調整数量が配分されたことは、本県農家を不安と混乱の中におとし入れ、深刻な社会不安を醸成している。

本来、米穀の需給の均衡は、生産調整によつてのみ実現されるものでなく、新たな需要の開拓、備蓄米制度の確立、輸入外麦の計画的削減、流通の合理化および転換作目の安定生産と価格保障などの諸施策が、有機的かつ総合的に行なわれることにより、はじめて達せられるもので、農家経済の安定を図るため、すみやかにこれらの施策を明示

第二四八八号 昭和四十六年三月二十五日受理
事前充渡申込限度数量をこえる米の措置に関する
請願

請願者 鹿兒島市山下町一四ノ五六鹿兒島
県議会議長 柴立芳文

紹介議員 田中 茂穂君

政府は、昭和四十六年産米の生産調整にあたり、各都道府県別事前売渡申込限度數量のみを定め、余剰米対策についての具体的施策はなんら講じていないので生産調整に協力する農民に大きな不安と動搖を与えているから、余剰米の全量買上げ処置について責任をもつて万全を期せられたい。

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、国有林野の活用に関する法律案の成立促進
に関する請願(第二五二五号)(第二五二六号)
(第二五二七号)(第二五二八号)(第二五二九
号)(第二五四九号)(第二六七六号)(第二六九
四号)(第二六九五号)(第二六九六号)(第二七
二五号)

一、食管法のなしくずしと米の物統令適用除外
反対に關する請願(第二七〇一号)(第二七〇
二号)

一、外国産豚肉の輸入抑制に関する請願（第二七〇三号）（第二七〇四号）

第五二五号 昭和四十六年三月二十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 群馬県利根郡昭和村大字森下一、

一八五 関上理八外三十九名
紹介議員 近藤英一郎君
この請願の趣旨は、第二一三〇号と同じである。

第二五二六号 昭和四十六年三月二十六日受理

請願者 福島県田村郡船引町大字上移字町
一四七移農業協同組合内 小沼守
二外六十名

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二五二七号 昭和四十六年三月二十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に關する請願(二通)

請願者 長野県小県郡和田村和田村農業委員
会内 佐藤定市外四十三名

紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第一二三〇号と同じである。

第二五二八号 昭和四十六年三月二十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(三通)

請願者 岩手県岩手郡雫石町雫石町農業委
員会内 高橋貞継外九十三名
紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二五二九号 昭和四十六年三月二十六日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

諸願者 茨城県東茨城郡桂村高根桂村農業
委員会内 平賀義厚外三十九名
紹介議員 那 祐一君

この諸願の趣旨は、第一二三〇号と同じである。

第二五四九号 昭和四十六年三月二十六日受理
国有林野の活用に關する法律案の成立促進に關する請願

請願者 茨城県高萩市本町一ノ一〇〇高萩
市農業委員会内 井坂辰夫外十九
名

紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二六七六号 昭和四十六年三月二十九日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(六通)

請願者 岩手県東磐井郡藤沢町藤沢町農業委員会内 及川次郎外二百六名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二六九四号 昭和四十六年三月三十日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願

請願者 茨城県日立市助川町一ノ一ノ一日立市農業委員会内 大和田重実外四十名
紹介議員 中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二六九五号 昭和四十六年三月三十日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 岩手県岩手郡岩手町岩手町農業委員会内 遠藤熊八郎外百六十三名
紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二六九六号 昭和四十六年三月三十日受理
国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(七通)

請願者 兵庫県高砂市伊保町梅井七六一ノ一高砂市農業委員会内 志方正治外二百十三名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二七二五号 昭和四十六年三月三十一日受理
外国産豚肉の輸入抑制に関する請願

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に関する請願(五通)

請願者 岩手県岩手郡松尾村野駄第二一地割一三ノ二 佐々木正四郎外百五十名
紹介議員 岩動 道行君
この請願の趣旨は、第一一三〇号と同じである。

第二七〇一号 昭和四十六年三月三十日受理
食管法のなしくずしと米の物統令適用除外反対に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 尾崎秀男
紹介議員 小山邦太郎君
食管法のなしくずしと消費者米価の物統令適用除外を行なわないうにされたい。

理由
政府は、米について、自主流通米と減産を押しつけ、さらに買入れを制限しようとしているが、これらは、海外輸入農産物の増大と正しい総合農政が行なわれない点に基因している。また、米の物価統制令除外によつて、米の消費者価格が自由市場に投げ出され、消費者米価は商業資本に握られ、その高騰は避けられない。米の過剰問題は政府の責任であり、この解決の方向のめどのつかないうちに物統令適用を除外することは、農民と消費者を犠牲にするものである。

第二七〇二号 昭和四十六年三月三十日受理
食管法のなしくずしと米の物統令適用除外反対に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 白田潔
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第二七〇一号と同じである。

第二七〇三号 昭和四十六年三月三十日受理
外国産豚肉の輸入抑制に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 白田潔
紹介議員 羽生 三七君
養豚農家が公害対策をはじめ、肉豚経営上の諸問題に対処しながら生産に当たっている現状から、また、国内における豚肉の安定的供給を確保するうえから、生産意欲を圧迫するような外国産豚肉の輸入を極力抑制されたい。

理由
最近における肉豚生産は、養豚農家の努力によつて過去二年余にわたる減少傾向から上昇に転じ、順調な伸長を続けている反面、出荷の増加とともに肉豚価格は低水準を余儀なくされている。しかも、需給事情の好転した最近においてもなお外国産豚肉の輸入が続けられ、これが市況の軟化に拍車をかける結果になっている。

第二七〇四号 昭和四十六年三月三十日受理
外国産豚肉の輸入抑制に関する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長 尾崎秀男
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二七〇三号と同じである。

第八部 農林水産委員会会議録第九号 昭和四十六年四月十三日【参議院】

昭和四十六年四月十九日印刷

昭和四十六年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B